

# 電波監理審議会（第962回）議事要旨

## 1 日 時

平成23年1月12日（水）15:00～

## 2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、前田 忠昭（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

### (2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

### (3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

吉田電波部長、前川総務課長、渡辺電波政策課長他

## 4 議 事 模 様

### **(1) 電波法施行規則、特定無線局の開設の根本的基準、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について （諮問第1号）**

電波法施行規則、特定無線局の開設の根本的基準、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### ア 総務省の説明

本件は、平成22年12月3日に公布された「放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）」による電波法の改正のうち、公布後3ヶ月以内に施行することとされている小規模な携帯電話等基地局等の免許の包括化及び廃止した無線局による電波発射の防止に関する事項について、関係規定の整備を行うべく、標記省令の一部を改正するものである。

携帯電話等基地局の免許の包括化については、現在、携帯電話等の通信サービスを行

うにあたり屋内用小規模基地局を使用したサービスの提供が進められており、当該基地局に対し個別に免許を行っているところ、今般、屋内用小規模基地局を包括免許の対象とし、包括免許を受けた場合は基地局毎の個別免許は不要とし、事後の届け出で足りることとするものである。

電波法施行規則においては、包括免許の対象とする基地局は携帯電話やBWA（W i M A X及びX G P）のフェムトセル基地局等屋内用小規模基地局と定める。

無線設備規則においては、携帯電話の屋内用小規模基地局の場合は最大空中線電力を100mW、BWAの屋内用小規模基地局の場合は200mWと技術基準を定める。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則においては、技術基準適合証明の対象に当該屋内用小規模基地局を追加する。

特定無線局の開設の根本的基準においては、当該屋内用小規模基地局の包括免許の審査事項として、開設指針の規定に基づくものであることを基準として追加する。

無線局免許手続規則においては、当該屋内用小規模基地局を開設した場合の届出期間を15日以内とし、届出の必要事項を定める。

廃止した無線局による電波発射の防止については、これまで無線局を廃止した場合、免許人は遅滞なく空中線を撤去しなければならないと規定していたところ、近年、空中線と無線設備本体が一体となった無線設備が出現してきており、これらの無線設備は構造上、空中線を撤去することが困難となっている。そのため、無線設備の特徴に応じて不要な電波の発射を防止するための措置について定めるべく、電波法施行規則を改正するものである。

## イ 主な質疑応答

・今般包括免許の対象とする屋内用小規模基地局の技術基準である最大空中線電力（携帯電話の基地局の場合は100mW、BWAの基地局の場合は200mW）はどのような枠組みで定めたのか、との質問に対して、携帯電話等のグローバルに利用されているシステムに関して国際標準化を検討する組織が行った決定に沿いながら、事業者の運用を踏まえたうえで定めたものである、との回答があった。

## (2) その他

ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループにおける検討結果について、総務省から報告があった。

（文責：電波監理審議会事務局）